

一般質問通告書

東村山市議会議長殿

東村山市議会会議規則第 62 条第 2 項に基づき、下記の通り一般質問の通告をする。

2018 年 2 月 13 日

質問者 朝木 直子

1 多摩湖寿会で発生した元公明党市議による横領事件について

1. 一昨年 6 月に発覚した元公明党市議による多摩湖寿会の会計における横領事件はすでに、1 年 8 ヶ月以上が経過した。

この件で、渡部市長は、わかっているだけで 50 万円近い公金が未返還であるにもかかわらず、公金返還の手続を何も行っていない。

市民に対しては厳しく税金の取り立てを行う一方で、元公明党市議による不正会計で発生した損害金は事実上見逃すつもりか。まず、この点、市長に伺う。

2. 前回の質問であるが、会員から集めた「福祉募金」の取扱いについて、集めた募金金額を会計帳簿へ「入金」の記載をせずに、社協への「出金」のみ記載するよう指導したことが一度でもあるか、確認したい。

3. 多摩湖寿会と当市所管との補助金返還に関わる協議の進捗状況について、12 月議会での答弁以降の経過を伺う。

(1) 多摩湖寿会との具体的な協議内容、経過を伺う。

(2) 不正を行った元会計との具体的な協議内容、経過を伺う。

(3) 所管および市長はこの件について、具体的にどのような検討をしているか。その経過と内容を伺う。

4. 捜査機関への協力について伺う。

以上につき、総括的に伺う。

2 社会福祉協議会内、福祉協力員会の会計不祥事について

1. 昨年発覚した、美住福祉協力員会での不祥事について、理事会で報告された内容の詳細を伺う。

(1) 美住福祉協力員会の決算の問題が発覚した経過。

(2) 発覚してから処理するまでの経緯と社会福祉協議会の関わり方。

- (3) 本件の責任の所在、誰が、どのような責任をとったか。
- (4) 原因の特定と、今後の再発防止策をどのように講じているか。

2. 福祉協力員会について

- (1) 社協の「内部組織」としての福祉協力員会の構成員である、福祉協力員はどのような位置づけになるのか。
- (2) 「活動費」については「公金」という認識を持っているのか否か。
- (3) 福祉協力員会活動と「活動費」の関係、「活動費」の使途の問題点。

3. 多摩湖寿会問題の教訓が全く生かされていらず、大変遺憾だ。

多額の補助および多くの福祉事業の委託をしている市として、この経過をどのようにとらえているのか伺いたい。所管部長と市長に伺う。

- (1) 多摩湖寿会における監査が適正に行われなかった件で、職員が処分されていると思うが、今回の福祉協力員会の運営は、同じ所管の職員が福祉協力員会を担当しているのではないか。
- (2) 多摩湖寿会の会計不祥事、そして今回の福祉協力員会の会計不祥事で、2年続けて社会福祉協議会の「評議員」が任期途中で辞任しているが、
 - ① 社会福祉法人における「評議員」のポジションおよび役割を伺う。
 - ② 2年続けて「評議員」自身が会計の不祥事によって、しかも今回は組織内での会計の不祥事を評議員が引き起こして辞任、という事態は社会福祉法人組織として異常ではないか。所管および市長の見解を伺う。
 - ③ 今後の法人としての改善に市はどう関わるのか伺う。

以上につき、総括的に伺う。

3 Jアラートシステムの「全国一斉情報伝達訓練」について

3月14日(木)に、国からの通知により、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートシステムの「全国一斉情報伝達訓練」が実施予定であり、当市においても実施予定とのことであるので、以下伺う

1. 3月14日に全国一斉訓練が実施されるに至った国の決定経過。

2. 当市における実施について

- (1) 地方自治体による訓練実施は義務か否か。
- (2) 今回の訓練の内容。単なる警報起動確認のみか。
- (3) Jアラートが伝達する緊急情報とは何か。
- (4) 今回はどのような事態を想定した「訓練」なのか。